○経済産業省告示第二百二十四号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたイスラム協力機構の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十五年十月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　イスラム協力機構

二　Organization of Islamic Cooperation

三　Organisation de Coopération Islamique

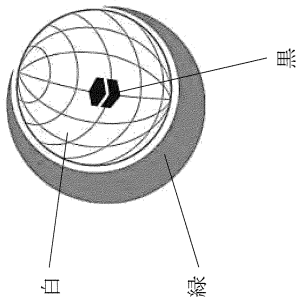
四　منظمة التعاون الإسلامي

五　OIC

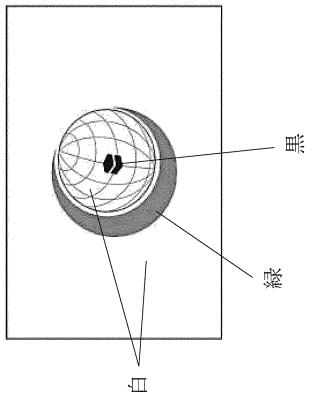
六　OCI

七　أ.ت.م

八



九



○経済産業省告示第二百二十五号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州復興開発銀行の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十五年十月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　Banque européenne pour la reconstruction et le développement

二　Europäischen Bank für Wiederaufbau und Entwicklung

三　Европейский банк реконструкции и развития

四　BERD

五　EBWE

六　ЕБРР

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２１４号

埼玉県羽生市大字稲子57番地２

債務者　加藤　基靖

1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　安田　孝一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月24日午前11時

5　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１８０号

三重県鈴鹿市中江島町21番10号　ハミングバード２－Ｄ

債務者　大迫　道昭

1　決定年月日時　平成25年10月11日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　伊賀　　恵

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午前11時30分

5　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで

津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８６号

三重県松阪市宝塚町1509－２　マメゾン201号、住民票上の住所三重県松阪市田村町828番地２

債務者　荒木　博貴

1　決定年月日時　平成25年10月11日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月10日午前11時15分

5　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで

津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３５号

滋賀県長浜市相撲町938番地13

債務者　澤村鉄工こと　澤村　　武

1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小山　英則

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午前10時

5　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで

大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第３７号

滋賀県長浜市相撲町938番地13

債務者　澤村　等史

1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小山　英則

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午前10時

5　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで

大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第１０号

奈良市芝辻町４丁目１番地の１　ＣＡＳＡ・ＦＬＡＳＨ・ＮＡＫＡＩ606号

債務者　木村　秀人

1　決定年月日時　平成25年10月９日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　西田　尚造

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午前10時20分

5　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで

奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第９０４号

広島市東区牛田東２丁目９番40号

債務者　瀬戸内料理まつばらこと　松原　隆徳

1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　**来**田　博正

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午後４時45分

5　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで

広島地方裁判所民事第４部